

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第17号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
二戸公共職業安定所 電話機等設置工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年7月19日	株式会社佐々木電機本店 岩手県盛岡市肴町9番15号	4400001000681	予定価格が250万円を超えない工事であることから契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	2,474,213	1,100,000	44.5%	0	-	-	-	
一関公共職業安定所 3階会議室プロジェクト更新工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年7月19日	株式会社平金商店 岩手県盛岡市肴町8番24号	5400001001398	予定価格が250万円を超えない工事であることから契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,162,775	1,023,000	88.0%	0	-	-	-	
一関公共職業安定所 監視カメラ設備改修工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年7月19日	小山田電業株式会社 岩手県宮古市小山田4丁目1番30号	1400001006839	予定価格が250万円を超えない工事であることから契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,120,970	1,100,000	98.1%	0	-	-	-	
花巻合同庁舎 トイレ手洗い自動水栓化、小便器自動洗浄化及び手すり設置工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年9月26日	株式会社理水興業 岩手県花巻市星が丘二丁目16番12号	1400001005527	予定価格が250万円を超えない工事であることから、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、契約の早期履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,294,055	1,003,200	77.5%	0	-	-	-	
大船渡合同庁舎 トイレ手洗い自動水栓化及び小便器自動洗浄化工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年9月27日	株式会社菊地建設 岩手県宮古市八木沢一丁目5番1号	2400001006846	予定価格が250万円を超えない工事であることから、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、契約の早期履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,215,471	1,089,000	89.6%	0	-	-	-	
宮古公共職業安定所 庁舎北側窓侵入防止柵及び網戸設置工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年10月5日	株式会社菊地建設 岩手県宮古市八木沢一丁目5番1号	2400001006846	予定価格が250万円を超えない工事であることから、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、契約の早期履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,043,303	950,000	91.1%	0	-	-	-	
釜石公共職業安定所 トイレ水廻り非接触化工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年10月17日	松村工業株式会社 岩手県釜石市中妻町2丁目4番7号	3400001007422	予定価格が250万円を超えない工事であることから、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、契約の早期履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,222,577	1,188,000	97.2%	0	-	-	-	
盛岡公共職業安定所 沼宮内出張所 トイレ改修工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年10月20日	西村水道 西村利男 岩手郡岩手町大字江刈内9-38	-	予定価格が250万円を超えない工事であることから、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、契約の早期履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,181,218	935,000	79.2%	0	-	-	-	
久慈公共職業安定所 ブロック塀、駐輪場及び案内看板改修工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年11月1日	株式会社小山組 岩手県久慈市新井田4地割8番地6	9400001007961	予定価格が250万円を超えない工事であることから契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	2,289,255	2,258,300	98.6%	0	-	-	-	
釜石公共職業安定所 駐車場及び看板修繕工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年12月1日	株式会社山元 岩手県釜石市只越町2丁目6番20号	9400001007441	予定価格が250万円を超えない工事であることから契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,971,703	1,926,100	97.7%	0	-	-	-	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮古労働基準監督署 外灯交換及び庁舎修繕工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年12月1日	株式会社佐々木建設 岩手県宮古市田の神1丁目2-37	8400001006873	予定価格が250万円を超えない工事であることから契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,192,119	1,122,000	94.1%	0	-	-	-	
二戸労働基準監督署 照明器具改修(LED化)工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年12月2日	馬淵川電気株式会社 岩手県二戸市福岡字五日町15番地	2400001007794	予定価格が250万円を超えない工事であることから契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	2,184,055	2,090,000	95.7%	0	-	-	-	
久慈公共職業安定所車庫及び正面ポール灯等改修工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和5年1月16日	宮城建設株式会社 岩手県久慈市新中の橋第4地割35番地3	4400001008031	予定価格が250万円を超えない工事であることから速やかに契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	2,053,438	1,870,000	91.1%	0	-	-	-	
久慈公共職業安定所寺里宿舍内部修繕工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和5年1月16日	宮城建設株式会社 岩手県久慈市新中の橋第4地割35番地3	4400001008031	予定価格が250万円を超えない工事であることから速やかに契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,486,664	1,364,000	91.7%	0	-	-	-	
大船渡労働基準監督署外灯LED化及びスロープ改修工事	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和5年1月25日	有限会社佐藤工務店 岩手県大船渡市大船渡町字地ノ森28番地14	5402702000190	予定価格が250万円を超えない工事であることから速やかに契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,070,394	1,012,000	94.5%	0	-	-	-	
防犯カメラ設置工事(対象官署:盛岡署、花巻署、一関所、北上所)	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和5年3月8日	セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号	6011001035920	予定価格が250万円を超えない工事であることから速やかに契約の履行が可能であると思われる1者を選定、見積書を徴し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項	1,936,925	1,856,470	95.8%	0	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。